

# 産業廃棄物処分業許可証

優  
良

住 所 千葉県君津市笹1266番地  
氏 名 千葉オイレッシュ株式会社  
代表取締役 野村 拓也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人



許 可 年 月 日 平成29年 7 月 6 日

許可の有効年月日 令和 6 年 4 月 2 4 日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

混合、混合・油水分離及び中和による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 混合による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥（廃油との混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。）、

(イ) 廃油（混合処理により再生利用可能なものに限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 混合・油水分離による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥（廃油との混合処理により燃料として再生利用可能なものに限る。）、

(イ) 廃油（油水分離により再生利用可能なものに限る。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 中和による中間処理に係るもの

(ア) 廃酸、(イ) 廃アルカリ

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載がない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2、3及び4のとおり

## 3 許可の条件

(1) 廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の飛散・流出及び著しい臭気の発生が生じないように作業を行うとともに、保管施設及び処理施設等の維持管理を徹底することにより、敷地境界において、臭気指数を13以下とすること。

(2) 廃棄物の処理に当たっては、許可申請書に添付された千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程を遵守すること。

( 続 く )

(許可証の続き)

## 4 許可の更新又は変更の状況

昭和56年12月12日	新規許可	
平成29年4月28日	変更届	(保管施設の変更)
平成29年7月6日	更新許可	(優良認定)
平成29年7月14日	変更届	(長柄町事業場における中和施設の変更及び保管施設の変更)
平成30年3月26日	変更届	(長柄町事業場における保管施設の変更)
令和2年1月27日	変更届	(君津市事業場における油水分離施設・混合施設(許可番号第21-1-353号)の休止)
令和2年11月5日	変更届	(君津市事業場における油水分離施設・混合施設(許可番号第21-1-353号)の再開)
令和2年12月7日	変更届	(代表者の変更)
令和3年6月22日	変更届	(長柄町事業場における保管施設の変更)
令和3年8月23日	変更許可	(混合による中間処理の追加)
令和5年8月29日	変更届	(君津市事業場における油水分離施設(許可番号第2023-1-525号)、混合施設の設置及び千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程の変更)

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)

## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日、 第13-2-1-84号)・混合施設		廃油 14.0 m <sup>3</sup> /日 (平成14年7月22日)	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部、 1255番1の一部、 1256番1
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日、 第13-2-1-85号)・混合施設		廃油 12.0 m <sup>3</sup> /日 (平成14年7月22日)	1	
廃油の油水分離施設・混合施設		廃油 3.6 m <sup>3</sup> /日 (昭和56年12月12日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日、 第21-1-353号)・混合施設		廃油 30 m <sup>3</sup> /日 (平成21年8月10日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日、 第21-1-354号)・混合施設		廃油 20 m <sup>3</sup> /日 (平成21年8月10日)	1	
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (令和5年7月7日、 第2023-1-525号)		廃油 19.5 m <sup>3</sup> /日 (19.5 m <sup>3</sup> ×1回×1基：8時間稼働) (令和5年8月7日)	1	
混合施設		廃油、汚泥 19.5 m <sup>3</sup> /日 (19.5 m <sup>3</sup> ×1回×1基：8時間稼働) (令和5年8月7日)		
中和施設		廃酸・廃アルカリ 10.0 m <sup>3</sup> /日 (平成15年12月16日)	1	
付 帯 施 設	凝集反応槽	3.6 m <sup>3</sup> /日	1	
	凝集沈殿槽	12.0 m <sup>3</sup> /日	2	
	脱色反応槽	4.0 m <sup>3</sup> /日	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油受入貯槽	15 m <sup>3</sup>	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部 1255番1の一部、 1256番1
	30 m <sup>3</sup>	3	
	20 m <sup>3</sup>	1	
	15 m <sup>3</sup>	1	
	10 m <sup>3</sup>	1	
汚泥及び廃油受入施設	94 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	
	83 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	
	149 m <sup>2</sup> 76 m <sup>3</sup>	1	
	9.0 m <sup>2</sup> 8.8 m <sup>3</sup>	1	
	63 m <sup>2</sup> 58 m <sup>3</sup>	1	
	52 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
	52 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
	37 m <sup>2</sup> 34 m <sup>3</sup>	1	
50 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1		

(以下余白)



## 許可証別紙3

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃酸保管施設	3.7 m <sup>2</sup> 1.8 m <sup>3</sup>	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部 1255番1の一部、 1256番1
廃アルカリ保管施設	3.7 m <sup>2</sup> 1.8 m <sup>3</sup>	1	
廃酸受入貯槽	10 m <sup>3</sup>	1	
廃アルカリ受入貯槽	10 m <sup>3</sup>	1	
混合油及び再生油受入貯槽	15 m <sup>3</sup>	1	
処理後残さ物保管施設	10 m <sup>3</sup>	1	
処理後物(混合燃料) 保管施設	7.6 m <sup>2</sup> 7.0 m <sup>3</sup>	1	
中和処理後残さ物保管施設	4.5 m <sup>2</sup> 4.0 m <sup>3</sup>	1	
混合燃料受入貯槽	31 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)



## 許可証別紙4

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合施設	廃油、汚泥 30.0 m <sup>3</sup> /日 (15.0 m <sup>3</sup> ×1回×2基：8時間稼働) (令和3年5月26日)	1	千葉県長生郡 長柄町長柄山 字美佐子台 1162番44、 1162番153
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (譲受許可： 平成26年6月25日、 第26-3-414号)	廃油 30.0 m <sup>3</sup> /日 (15.0 m <sup>3</sup> ×1回×2基：11時間稼働) (平成23年7月8日)	1	
混合施設	廃油、汚泥 30.0 m <sup>3</sup> /日 (15.0 m <sup>3</sup> ×1回×2基：11時間稼働) (平成23年7月8日)		
廃油受入貯槽		15 m <sup>3</sup>	1
廃油受入貯槽		30 m <sup>3</sup>	1
汚泥及び廃油の保管施設		61 m <sup>2</sup> 88 m <sup>3</sup>	1
		128 m <sup>2</sup> 204 m <sup>3</sup>	1
		16.7 m <sup>2</sup> 8 m <sup>3</sup>	1
中和施設	廃酸、廃アルカリ 15 m <sup>3</sup> /日 (3 m <sup>3</sup> ×5回：8時間稼働) (平成29年6月13日)		1
廃酸保管施設		9.2 m <sup>2</sup> 9.2 m <sup>3</sup>	1
廃アルカリ保管施設		9.2 m <sup>2</sup> 9.2 m <sup>3</sup>	1
処理後残さ物保管施設		31 m <sup>2</sup> 29 m <sup>3</sup>	1

(以下余白)